

村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
1	第1章・第2節	3	22	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 住民・地域・行政(防災関係機関)による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築</p> <p>ア 住民等に求められる役割</p> <p>(ア) 津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、住民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、強い揺れや<u>長い揺れ</u>を感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 住民・地域・行政(防災関係機関)による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築</p> <p>ア 住民等に求められる役割</p> <p>(ア) 津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、住民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、強い揺れや<u>弱くても長い時間ゆっくりとした揺れ</u>を感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。</p>	新潟県地域防災計画(津波対策編)にあわせて修正
2	第1章・第2節	4	31	<p>ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>市は、</u>住民及び事業者による自らの安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>(ク) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>市及び県は、</u>住民及び事業者による自らの安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。</p> <p><u>(ク) 市及び県は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を実施するために、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。</u></p> <p>(ケ) (略)</p> <p>(コ) <u>内閣府は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地歩</u></p>	新潟県地域防災計画(津波対策編)の修正(防災基本計画の反映)に基づく追記

村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
					<u>公共団体等のニーズと民間企業が持つ先端技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。</u>	
3	第1章・第4節	8	13	<p>第4節 津波浸水想定</p> <p>1 新潟県独自の津波浸水想定</p> <p>なお、市においては、最大級の被害となる地震に備えるという考えの下、連動発生地震における浸水想定等を採用し、村上市津波避難計画及び津波ハザードマップを作成している。</p>	<p>第4節 津波浸水想定</p> <p>1 新潟県独自の津波浸水想定</p> <p>なお、市においては、最大級の被害となる地震に備えるという考えの下、連動発生地震における浸水想定等を採用し、村上市津波避難計画及び津波ハザードマップを作成している。</p> <p><u>現在、本市に係る津波浸水想定区域図は資料編「1-4 津波想定区域・津波ハザードマップ (1)津波想定区域」のとおりである。本市が作成・配布した津波ハザードマップは、資料編「1-4 津波想定区域・津波ハザードマップ (2)津波ハザードマップ」のとおりである。</u></p>	津波想定区域図及び津波ハザードマップの作成状況等を資料編に追加したことによる追記

村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																																																				
4	第1章・第4節	8	18	<p>【想定地震・参考地震の規模】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定波源</th> <th>モーメントマグニチュード (Mw)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 佐渡北方沖地震 (Aパターン)</td><td>7.80</td></tr> <tr><td>② 佐渡北方沖地震 (Bパターン)</td><td>7.80</td></tr> <tr><td>③ 新潟県南西沖地震</td><td>7.75</td></tr> <tr><td>④ 粟島付近の地震 (新潟県北部沖地震)</td><td>7.56</td></tr> <tr><td>⑤ 長岡平野西縁断層帯地震</td><td>7.63</td></tr> <tr><td>⑥ 高田平野西縁断層帯地震</td><td>7.10</td></tr> <tr><td>⑦ 連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖)</td><td>8.09</td></tr> <tr><td>⑧ 連動発生地震 (時間差) (秋田、山形、新潟県北部沖)</td><td></td></tr> <tr><td>秋田県沖の地震</td><td>7.43</td></tr> <tr><td>山形県沖の地震 (南側断層)</td><td>8.02</td></tr> <tr><td>山形県沖の地震 (北側断層)</td><td></td></tr> <tr><td>新潟県北部沖の地震</td><td>7.48</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:「新潟県地域防災計画(津波災害対策編)令和3年6月」)</p>	想定波源	モーメントマグニチュード (Mw)	① 佐渡北方沖地震 (Aパターン)	7.80	② 佐渡北方沖地震 (Bパターン)	7.80	③ 新潟県南西沖地震	7.75	④ 粟島付近の地震 (新潟県北部沖地震)	7.56	⑤ 長岡平野西縁断層帯地震	7.63	⑥ 高田平野西縁断層帯地震	7.10	⑦ 連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖)	8.09	⑧ 連動発生地震 (時間差) (秋田、山形、新潟県北部沖)		秋田県沖の地震	7.43	山形県沖の地震 (南側断層)	8.02	山形県沖の地震 (北側断層)		新潟県北部沖の地震	7.48	<p>【想定地震・参考地震の規模】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定波源</th> <th>モーメントマグニチュード (Mw)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 佐渡北方沖地震 (Aパターン)</td><td>7.80</td></tr> <tr><td>② 佐渡北方沖地震 (Bパターン)</td><td>7.80</td></tr> <tr><td>③ 新潟県南西沖地震</td><td>7.75</td></tr> <tr><td>④ 粟島付近の地震 (新潟県北部沖地震)</td><td>7.56</td></tr> <tr><td>⑤ 長岡平野西縁断層帯地震 (弥彦-角田断層)</td><td>7.63</td></tr> <tr><td>⑥ 高田平野西縁断層帯地震</td><td>7.10</td></tr> <tr><td>⑦ 連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖)</td><td>8.09</td></tr> <tr><td>⑧ 連動発生地震 (時間差) (秋田、山形、新潟県北部沖)</td><td></td></tr> <tr><td>秋田県沖の地震</td><td>7.43</td></tr> <tr><td>山形県沖の地震 (南側断層)</td><td>8.02</td></tr> <tr><td>山形県沖の地震 (北側断層)</td><td></td></tr> <tr><td>新潟県北部沖の地震</td><td>7.48</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:「新潟県地域防災計画(津波災害対策編)令和5年3月修正」)</p>	想定波源	モーメントマグニチュード (Mw)	① 佐渡北方沖地震 (Aパターン)	7.80	② 佐渡北方沖地震 (Bパターン)	7.80	③ 新潟県南西沖地震	7.75	④ 粟島付近の地震 (新潟県北部沖地震)	7.56	⑤ 長岡平野西縁断層帯地震 (弥彦-角田断層)	7.63	⑥ 高田平野西縁断層帯地震	7.10	⑦ 連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖)	8.09	⑧ 連動発生地震 (時間差) (秋田、山形、新潟県北部沖)		秋田県沖の地震	7.43	山形県沖の地震 (南側断層)	8.02	山形県沖の地震 (北側断層)		新潟県北部沖の地震	7.48	時点修正
想定波源	モーメントマグニチュード (Mw)																																																									
① 佐渡北方沖地震 (Aパターン)	7.80																																																									
② 佐渡北方沖地震 (Bパターン)	7.80																																																									
③ 新潟県南西沖地震	7.75																																																									
④ 粟島付近の地震 (新潟県北部沖地震)	7.56																																																									
⑤ 長岡平野西縁断層帯地震	7.63																																																									
⑥ 高田平野西縁断層帯地震	7.10																																																									
⑦ 連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖)	8.09																																																									
⑧ 連動発生地震 (時間差) (秋田、山形、新潟県北部沖)																																																										
秋田県沖の地震	7.43																																																									
山形県沖の地震 (南側断層)	8.02																																																									
山形県沖の地震 (北側断層)																																																										
新潟県北部沖の地震	7.48																																																									
想定波源	モーメントマグニチュード (Mw)																																																									
① 佐渡北方沖地震 (Aパターン)	7.80																																																									
② 佐渡北方沖地震 (Bパターン)	7.80																																																									
③ 新潟県南西沖地震	7.75																																																									
④ 粟島付近の地震 (新潟県北部沖地震)	7.56																																																									
⑤ 長岡平野西縁断層帯地震 (弥彦-角田断層)	7.63																																																									
⑥ 高田平野西縁断層帯地震	7.10																																																									
⑦ 連動発生地震 (同時) (秋田、山形、新潟県北部沖)	8.09																																																									
⑧ 連動発生地震 (時間差) (秋田、山形、新潟県北部沖)																																																										
秋田県沖の地震	7.43																																																									
山形県沖の地震 (南側断層)	8.02																																																									
山形県沖の地震 (北側断層)																																																										
新潟県北部沖の地震	7.48																																																									
5	第1章・第4節	9	43	<p>【想定6波源地震の種類と位置】</p> <p>図 (略)</p> <p>(資料:「新潟県地域防災計画(津波災害対策編)令和3年6月」)</p> <p>【連動発生地震の種類と位置】</p> <p>図 (略)</p> <p>(資料:「新潟県地域防災計画(津波災害対策編)令和3年6月」)</p>	<p>【想定6波源地震の種類と位置】</p> <p>図 (略)</p> <p>(資料:「新潟県地域防災計画(津波災害対策編)令和5年3月修正」)</p> <p>【連動発生地震の種類と位置】</p> <p>図 (略)</p> <p>(資料:「新潟県地域防災計画(津波災害対策編)令和5年3月修正」)</p>	時点修正																																																				
6	第1章・第4節	10	51	<p>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定</p> <p>(2) 津波断層モデルについて</p> <p>【津波浸水想定で選定した津波断層モデル】</p> <p>表 (略)</p> <p>(資料:「新潟県地域防災計画(津波災害対</p>	<p>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定</p> <p>(2) 津波断層モデルについて</p> <p>【津波浸水想定で選定した津波断層モデル】</p> <p>表 (略)</p> <p>(資料:「新潟県地域防災計画(津波災害対</p>	時点修正																																																				

村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				策編)令和3年6月」より編集加工)	策編)令和5年3月修正」より編集加工)	
7	第1章・第4節	11	30	【津波断層モデルの位置図】 図(略) (資料:「新潟県地域防災計画(津波災害対策編)令和3年6月」)	【津波断層モデルの位置図】 図(略) (資料:「新潟県地域防災計画(津波災害対策編)令和5年3月修正」)	時点修正
8	第2章・第1節	17	33	第1節 防災教育計画 3 市の役割 市は、国、県、学校、福祉関係者、企業、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。 (1) 市立学校における防災教育の推進 ア 児童生徒に対する防災教育 県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒の発達段階に <u>応じ</u> 学校教育全体を通じて防災教育を行う。 また、 <u>地域の特性を踏まえた教材(副読本)の充実を図るとともに、特に津波のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</u>	第1節 防災教育計画 3 市の役割 市は、国、県、 <u>消防関係者</u> 、学校、福祉関係者、企業、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。 (1) 市立学校における防災教育の推進 ア 児童生徒に対する防災教育 県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒の発達段階 <u>及び当該学校の教育目標等</u> に <u>応じ</u> 、学校教育全体を通じて <u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた</u> 防災教育を行う。 また、 <u>消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるとともに、特に津波のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</u>	新潟県地域防災計画(津波対策編)修正(文部科学省学校安全資料に基づく変更、防災基本計画の反映)に基づく修正
9	第2章・第1節	18	7	(2) 社会教育における防災学習の推進 住民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚	(2) 社会教育における防災学習の推進 住民向けに、 <u>専門家の知見を活用しながら</u> 、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防	新潟県地域防災計画(津波対策編)修正(防災基本計画の反映)に基づく修正

村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				を図る。 また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動につなげる対策を行う。	災知識の普及と防災意識の高揚を図る。 また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動につなげる対策を行う。	
10	第2章・第4節	22	22	第4節 防災都市計画 3 市の役割 (1) 津波に強いまちの形成 ウ 市地域防災計画、都市計画等各種関連する計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画、都市計画等を担当する職員に対する防災教育など、津波防災の観点からのまちづくりに努め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。	第4節 防災都市計画 3 市の役割 (1) 津波に強いまちの形成 ウ 市地域防災計画、都市計画、 <u>立地適正化計画</u> 等各種関連する計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画、都市計画等を担当する職員に対する防災教育など、津波防災の観点からのまちづくりに努め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。	新潟県地域防災計画(津波対策編)の修正(防災基本計画の反映)に伴う修正
11	第2章・第4節	22	37	ク 緊急輸送ルート の確保を早期に確実に を図るため、 <u>主要な市街地等と高速道路</u> のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて <u>安全性、信頼性の高い道路網の整備</u> を図るとともに、緊急ヘリポートの確保に努める。	ク 緊急輸送ルート の確保を早期に確実に を図るため、 <u>空港、港湾等の主要な拠点と高速道路等</u> のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて、 <u>強靱で信頼性の高い道路網の整備</u> を図るとともに、緊急ヘリポートの確保に努める。 <u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路</u> について、災害時の交通の確保を図るた	新潟県地域防災計画(津波対策編)の修正(防災基本計画の反映)に伴う修正

村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
					め、必要に応じて、 <u>区域を指定して道路の占有を禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般配送業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u>	
12	第2章・第26節	29	21	3 市の役割 (3) 避難指示の発令基準の策定 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた <u>避難指示の具体的な発令基準及び伝達内容をあらかじめ定める</u> 。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。なお、避難情報の発令基準の詳細については「災害時職員初動マニュアル」に定めるところによるものとする。	3 市の役割 (3) 避難指示の発令基準の策定 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた <u>発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準及び伝達内容をあらかじめ定める</u> 。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。なお、避難情報の発令基準の詳細については「災害時職員初動マニュアル」に定めるところによるものとする。	新潟県地域防災計画(津波対策編)の修正(防災基本計画の反映)に伴う修正
13	第2章・第26節	29	38	(4) 避難誘導體制の整備 イ 消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、 <u>津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する</u> 。	(4) 避難誘導體制の整備 イ 消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、 <u>気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻までの行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する</u> 。	新潟県地域防災計画(津波対策編)の修正(文言整理)に伴う修正
14	第3章・第7節	36	33	2 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表 (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報	2 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表 (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁の表現に合わせる修正

村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>	<p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>	

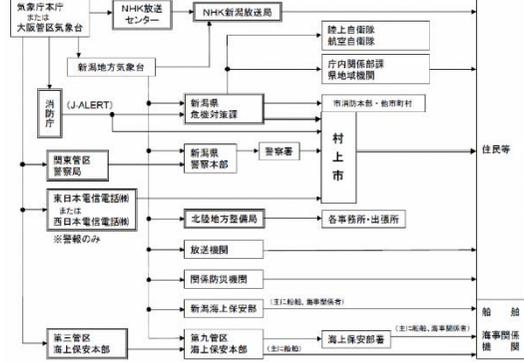
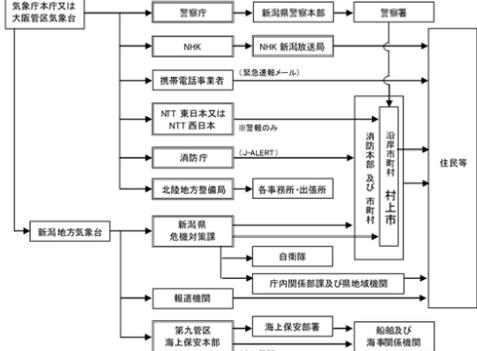
村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由																																																
15	第3章・第7節	37	5	<p>【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と とるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の 場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報[※]</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤高さ≤1m)</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中では強い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※大津波警報を特別警報に位置づけている。 (注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</small></p>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	大津波警報 [※]	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<高さ≤10m)	5m (3m<高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では強い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と とるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の 場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報[※]</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中では強い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※大津波警報を特別警報に位置づけている。 (注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</small></p>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	大津波警報 [※]	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では強い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	気象庁の表現に合わせる修正
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動																																																		
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表																																																			
大津波警報 [※]	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																		
		10m (5m<高さ≤10m)																																																				
		5m (3m<高さ≤5m)																																																				
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では強い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																		
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動																																																		
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表																																																			
大津波警報 [※]	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																		
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																																				
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																																				
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																		
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では強い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																		
16	第3章・第7節	38	1	<p>(2) 津波警報等の留意事項</p> <p><u>沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に合わない場合がある。</u></p> <p><u>津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</u></p> <p><u>また、津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。</u>このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場</p>	<p>(2) 津波警報等の留意事項</p> <p><u>ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</u></p> <p><u>イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に、更新する場合がある。</u></p> <p><u>ウ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。</u>このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場</p>	新潟県地域防災計画(津波対策編)の修正(留意事項追加にあわせ簡条書き)に伴う修正																																																

村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p><u>合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</u></p>	<p><u>合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</u></p> <p><u>エ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。</u></p> <p><u>また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u></p> <p><u>オ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u></p>	
17	第3章・第7節	41	1	<p>5 地震及び津波警報等発表の流れ 図 (略) (追加)</p>	<p>5 地震及び津波に関する情報発表の流れ 図 (略)</p> <p><u>※上記の図は、以下の気象庁ホームページに掲載されています。</u></p> <p>https://www.data.jma.go.jp/svd/egev/data/joho/seisinfo.html</p>	<p>新潟県地域防災計画 (津波対策編)の修正 に伴う修正</p>

村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
18	第3章・第7節	42	1	<p>6 業務の内容</p> <p>(1) 津波警報等の伝達</p>  <p>注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 ※大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象庁から緊急通報メールを携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>	<p>6 業務の内容</p> <p>(1) 津波警報等の伝達</p>  <p>注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 ※大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象庁から緊急通報メールを携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>	新潟県地域防災計画(津波対策編)の修正(配信系統の変更)に伴う修正
19	第3章・第7節	43	16	<p>(2) 避難指示の実施</p> <p>ア 市</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 避難指示を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。</p>	<p>(2) 避難指示の実施</p> <p>ア 市</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 避難指示を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。<u>また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p>	新潟県地域防災計画(津波対策編)の修正(防災基本計画の反映)に伴う修正
20	第3章・第7節	45	5	<p>(3) 避難誘導及び救助</p> <p>ア 市</p>	<p>(3) 避難誘導及び救助</p> <p>ア 市</p>	新潟県地域防災計画(津波対策編)の修正

村上市地域防災計画(津波災害対策編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>(ア) 具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織、消防・警察機関、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進する。また、消防団員等の避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、<u>津波到達時間内での行動ルール</u>、待避の判断基準も定める。</p> <p>(イ) 避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、<u>予想される津波到達時間も考慮しつつ</u>、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。</p>	<p>(ア) 具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織、消防・警察機関、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進する。また、消防団員等の避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、<u>気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻までの行動ルール</u>、待避の判断基準も定める。</p> <p>(イ) 避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、<u>気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻も考慮しつつ</u>、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。</p>	<p>(文言整理)に伴う修正</p>